

公安委員会
説明資料NO. **1**

平成28年警察白書の構成について

平成27年10月29日
総務課

(略)

公安委員会
説明資料No. 2

犯罪被害者等給付金の裁定（沖縄県・兵庫県）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成27年10月29日
給与厚生課

(略)

(略)

| | | |
|----------------------------------|---|----------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 3 | 「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第四条第一項の規定に基づき国際テロリストを指定する件」について | 平成27年10月29日 警備企画課 |
|----------------------------------|---|----------------------|

1 概要

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号。以下「法」という。）第4条第4項に基づく聴聞の実施結果を踏まえ、同条第1項の規定に基づき、国際連合安全保障理事会決議第1373号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストを指定する。

2 指定する国際テロリスト

指定することとした国際テロリストの氏名又は名称その他の事項を国家公安委員会告示により公告する。

【指定する国際テロリストの内訳】

- 自 然 人：7個人
- 法人その他の団体：18団体

3 指定要件の該当性

指定される国際テロリストは、法第4条第1項各号のいずれにも該当している必要があるところ、上記国際テロリストについては、以下の要件に該当する。

- ① 外国為替及び外国貿易法により対外取引規制を受ける者（同条同項第1号）
- ② 我が国と同等の水準にあると認められる制度を有している国（G7）により財産の凍結等の措置を受けている者（同条同項第2号ハ）

4 聴聞の実施結果

法第4条第4項は、国際テロリストの指定をしようとするときは、聴聞を行わなければならないとしているところ、不利益処分の名あて人となるべき者として通知したいずれの者も聴聞の期日（平成27年10月23日）に出頭しなかったことから、不出頭として聴聞を終結した。

5 今後の予定

10月30日：国家公安委員会告示の官報掲載（本件指定の公告）

1 勲章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成27年11月6日(金) 10時10分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者143名(受章者81名、配偶者62名)

(2) 勲章受章状況

ア 受章者 1,934名

イ 内訳

○ 元警察職員 1,924名(うち春秋叙勲84名)

○ 民間 10名

県公安委員会委員長1名、交通安全協会役員5名、警備業協会役員1名、
警察嘱託医2名、山岳遭難救助隊長1名

○ 勲等別 ※()内は危険業務従事者叙勲

瑞宝中綬章 2名

旭日小綬章 1名

瑞宝小綬章 62名

旭日双光章 6名

瑞宝双光章 1,050名(1,043名)

瑞宝単光章 813名(797名)

2 褒章

(1) 伝達式の日時、場所、出席予定者

- ・ 平成27年11月13日(金) 10時30分から11時00分まで
- ・ グランドアーク半蔵門
- ・ 出席予定者83名(受章者49名、配偶者34名)

(2) 褒章受章状況

ア 受章者 56名

イ 内訳

藍綬褒章 47名

防犯功績40名、交通安全功績7名

黄綬褒章 1名

業務精励功績(警察犬指導員)1名

緑綬褒章 3名

社会奉仕活動功績3名

紅綬褒章 5名

人命救助功績5名

1 殉職警察官

高知県高知南警察署

巡査部長 かわむら 川村 なおふみ 直史 (25歳)

2 発生日時・場所

(1) 日時：平成27年8月14日(金)午後9時10分頃

(2) 場所：高知県高知市長浜^{まきえだい}蒔絵台一丁目1番地3先歩道上

3 事案概要

殉職警察官は、上記日時・場所において相勤者と共に少年に職務質問を実施中、別件(無灯火)でパトカーが追跡していた自転車が接近してきたことから、手を広げて停止を求めたところ、衝突されたもの。

その際に、後頭部を強打して病院に搬送され、意識不明の重体となり治療中であったが、10月26日、入院先の病院において死亡が確認されたもの。

| | | |
|---|---|---|
| <p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 6</p> | <p>埼玉県熊谷市において発生した連続殺人事件を受けた警察庁の取組について</p> | <p>平成27年10月29日 生活安全企画 企画第一画 国産調査 平刑捜生</p> |
| <p>1 経緯</p> <p>埼玉県熊谷市で平成27年9月14日から16日までの間に連続的に発生した殺人事件に関し、埼玉県警察において本件対応の経緯と今後の取組を取りまとめた。</p> <p>警察庁においても、連続発生のおそれのある重要凶悪事件の発生時に、連続発生を抑止するための効果的な情報提供及び犯人の迅速な検挙のための捜査活動の推進について取りまとめ、全国警察に指示することとする。</p> <p>2 指示事項の要旨</p> <p>(1) 連続発生の可能性の迅速かつ的確な判断</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初動捜査の結果と他の関連情報を合わせて分析し、連続発生の可能性を的確に判断 ・連続発生の可能性が判然としなくとも、その可能性を前提に対応 <p>(2) 部門間の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯部門と捜査部門の情報共有・連携による住民への情報提供等を効果的に推進 <p>(3) 連続発生を防ぐための情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種広報媒体を活用した確実に市民に届く方法による情報提供 ・受け手の防犯行動を促進させるため具体的な防犯対策を情報提供 ・広報に関する行政機関との連絡方法・手順等の確立 <p>(4) 犯人の迅速な検挙のための捜査活動の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現場鑑識活動等の初動捜査を迅速に実施し、犯罪と犯人を結び付ける痕跡を早期に確保 ・本部への情報集約と初動捜査で得た情報の分析に基づく徹底した警戒・検索活動 ・犯罪捜査共助や公開捜査を適時的確に実施 ・警察犬の活用のため体制を整備し、平素から配置状況を確認 <p>(5) 外国人への対応力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通訳人の体制・配置の見直し、電話通訳を迅速に手配する仕組みの構築 ・通訳人手配に係る連絡体制の確立 ・外国人とのコミュニケーション力の強化 <p>3 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日、局長連名通達を發出 ・10月30日全国本部長会議において指示を徹底 | | |

| | | |
|-----------|-----------------|--------------------|
| 公安委員会 | F A T F 対 日 審 査 | 平成27年10月29日 |
| 説明資料No. 7 | フォローアップ結果について | 組織犯罪対策企画課 警備企画課 |

1 F A T F 全体会合の開催

平成27年10月21日（水）、フランスのパリでF A T F 10月全体会合が開催され、我が国からは、第3次対日相互審査の不備事項の改善に係る進捗状況等を報告。

なお、本会合には、警察庁のほか、財務省、金融庁、法務省及び外務省の担当官が出席。

(略)

| | | |
|--------------------|---|----------------------------------|
| 公安委員会 説明資料No. 8 | トルコ共和国大使館前における 在日トルコ人らによる 暴行事案の発生について | 平成27年10月29日 国際テロリズム対策課 警備課 |
|--------------------|---|----------------------------------|

1 事案の概要

10月25日午前9時から東京都渋谷区所在のトルコ共和国大使館前で、在日トルコ人による同国の国会議員総選挙の在外投票が実施されたところ、トルコ人とクルド人の間で暴行事案が発生した。

2 警備状況

当初、警視庁原宿警察署員がトルコ大使館前で警戒に当たっていたが、暴行事案の発生を受け、機動隊を順次配置した。

3 被疑者及び被害者

(1) 被疑者

不詳

(2) 被害者

10名（うち警察官2名）

4 捜査状況

警視庁では、上記の負傷者について傷害、公務執行妨害等で捜査を行っている。

平成26年5月に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」が改正されたことを受け、警察情報セキュリティポリシー（局長通達及び課長通達）を改正することとした。

1 警察情報セキュリティポリシーの概要

警察組織において、情報漏えいや情報システムの不正利用等を防止するため、情報の取扱いや技術的対策事項等について定めたもの。政府が定める「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群」への準拠性及び情報セキュリティをめぐる情勢の変化に鑑み、所要の改正を行っている。

なお、都道府県警察は警察情報セキュリティポリシーに準じた規定を定めることとしている。

2 改正の主な内容

(1) 政府統一基準群への準拠性の確保

政府統一基準群へ新たに盛り込まれた内容を追加した。

- 複合機及び特定用途機器（テレビ会議システム等）へのセキュリティ対策
- 約款による外部サービス（フリーメール、ソーシャルメディアサービス等）の利用に係る遵守事項の明確化
- サプライチェーンリスクへの対策

(2) その他の情報セキュリティ対策への強化（情勢の変化への対応）

近年民間企業等で発生した情報セキュリティ事案を踏まえ、情報セキュリティ対策の強化を実施した。

- 執務室内等のシステム端末の画面を部外者に不正に撮影等がなされないよう必要に応じ措置する旨を記載
- 警察情報システムに係る機械室への電子計算機及び外部記録媒体の持込みを原則禁止
- 外部記録媒体の利用終了時における媒体内の情報の速やかな削除を義務化

(3) 業務負担の軽減を目指した手続等の見直し

情報セキュリティの確保と第一線警察の業務負担のバランスに鑑み、業務負担の軽減を図った。

- 外部記録媒体の利用証跡の検証の省力化
- 簿冊の統合による確認及び保管業務を効率化